美幌町介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
（平成29年4月施行版）
改訂版

【色分けルール】
・ 新設　→　水色
・ 変更　→　黄色　又は　赤字

要支援者については、平成29年4月以降に認定の更新等により要支援認定を受けた方についてのみ、総合事業のサービスコードを使用します。（認定の更新等までは、従前の介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスコードを使用します。）
移行期間中は、予防給付の方と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。
美幌町内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。
逆に、美幌町外の事業者が美幌町の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、美幌町の基準等により、美幌町のサービスコードを使用します。

訪問型サービス

１　美幌町訪問型サービス（みなし）サービスコード表　（サービス種類コードＡ１）

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。（※30年4月1日以降は使用不可。30年4月1日以降はＡ２を使用）

２　美幌町訪問型サービス（独自）サービスコード表　（サービス種類コードＡ２）

平成29年4月1日以降に美幌町介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者（平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

通所型サービス

３　美幌町通所型サービス（みなし）サービスコード表　（サービス種類コードＡ５）

平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。（※30年4月1日以降は使用不可。30年4月1日以降はＡ６を使用）

４　美幌町通所型サービス（独自）サービスコード表　（サービス種類コードＡ６）

平成29年4月1日以降に美幌町介護予防通所介護相当サービスの指定を受けた事業者（平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など）が使用します。